

令和2年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

令和2年2月13日

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

町民課

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。この法律により、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、見直しが行われました。それに伴い、令和元年11月19日付けで総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知が発出され、印鑑登録の資格について、成年被後見人となっている方が一律に排除されることがないように、大磯町印鑑条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

- (1) 印鑑の登録を受けることができない者としていた「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」とします。
- (2) 施行日
公布の日

大磯町印鑑条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (登録資格等)</p> <p>第3条 本町に住所を有し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者は、1人につき1個に限り印鑑の登録をすることができる。ただし、満15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>はこの限りでない。</p> <p>第4条～第22条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 (登録資格等)</p> <p>第3条 本町に住所を有し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者は、1人につき1個に限り印鑑の登録をすることができる。ただし、満15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>はこの限りでない。</p> <p>第4条～第22条 省略</p>